

新株式発行届出目論見書の訂正事項分

平成12年 7 月
(第 2 回訂正分)

マネックス証券株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成12年7月25日に関東財務局長に提出し、平成12年7月26日にその届出の効力は生じております。

新株式発行届出目論見書の訂正理由

平成12年7月7日付をもって提出した有価証券届出書及び平成12年7月14日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集150,000株の募集の条件並びにその他この募集に関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成12年7月25日に決定したため、これに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には〰〰〰を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 証券情報

第1 募集要項

2. 募集の方法

平成12年7月25日に決定された引受価額(41,850円)にて引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(45,000円)で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の2に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

< 欄外注記の訂正 >

(注)3.の全文削除

3. 募集の条件

(2) ブックビルディング方式

< 欄内の記載の訂正 >

「発行価格」の欄：「未定(注)1.」を「45,000円」に訂正

「引受価額」の欄：「未定(注)1.」を「41,850円」に訂正

「申込証拠金」の欄：「未定(注)2.」を「1株につき45,000円」に訂正

「摘要」の欄：3. 申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき41,850円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

6. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。

7. 発行価格の決定に当たっては仮条件を提示し、その後発行価格を決定いたしました。その内容等については、下記の(注)1.を参照下さい。

8. 販売にあたりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。また、引受人である証券会社は、主力販売団を組成し、一般募集による株数のうちマネックス証券株式会社に80,000株、今川三澤屋証券株式会社に1,500株、ウィット・キャピタル証券株式会社に1,500株、ディーエルジェイディレクト・エスエフジー証券株式会社に1,500株、日興ビーンズ証券株式会社に1,500株、明光ナショナル証券株式会社に1,500株をそれぞれ上限として販売を委託する方針であります。(略)

< 欄外注記の訂正 >

1. 発行価格等の決定に当たりましては、仮条件（40,000円～45,000円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
申告された総需要株式数は、公開株式数150,000株（募集株式数150,000株）を十分上回る状況であったこと
申告された需要件数が多数にわたっていたこと
申告された需要の相当数が仮条件の上限価格に集中していたこと
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況、東京証券取引所マザーズ市場の状況、及び最近の新規公開株に対する市場の評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、45,000円と決定いたしました。
なお、引受価額は41,850円と決定いたしました。
2. 「2. 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（45,000円）と平成12年7月15日に公告した発行価額（34,000円）および平成12年7月25日に決定した引受価額（41,850円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 新株式に対する配当起算日は平成12年4月1日といたします。
4. 主力販売団となる証券会社では、インターネット等により申込があった全国のオンライン投資家に抽選等の方法により公平に配分する方針であります。
(注) 2.3.の全文削除

4. 株式の引受け

< 欄内の数値の訂正 >

- 「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金として、平成12年8月3日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき41,850円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき3,150円）の総額は引受人の手取金となります。

< 欄外注記の訂正 >

1. 上記引受人と平成12年7月25日に元引受契約を締結いたしました。
3. 引受人は、上記引受株式数の内1,000株を、全国の証券会社に委託販売いたします。

5. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

< 欄内の数値の訂正 >

- 「払込金額の総額」の欄：「5,928,750,000円」を「6,277,500,000円」に訂正
「差引手取概算額」の欄：「5,863,750,000円」を「6,212,500,000円」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1. 発行諸費用の概算額には、消費税および地方消費税（以下、「消費税等」という。）は含まれておりません。
2. 引受手数料は支払わないこととされたため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。
(注) 1.の全文削除

(2) 手取金の使途

今回の増資目的は引受業務拡大に必要な自己資本を充実することであります。差引手取概算額6,212,500千円については、全額安全性の高い金融商品で運用を行う計画であります。